

～ストップ!滞納～ 10～12月は【滞納整理強化期間】です

町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税）および国民健康保険税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、納期限までに自主的に納めるものです。大多数の方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況です。

税負担の公平性と税収入を確保するため、県内63市町村と埼玉県では滞納整理強化期間を設定し、「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

町では、納税意思のない滞納者に対し、給与・預貯金・生命保険・不動産などの財産の差押えを行い、滞納の解消に向けた取り組みを強化しています。

町税等が未納になっている方や納税でお悩みの方などは、税務課にご相談ください。

図税務課 収税担当 ☎内線 131・132

ペダル付原動機付自転車は ナンバープレートの取得が必要です

道路交通法の改正（令和6年5月24日公布）により、ペダル付原動機付自転車（ペダル付電動バイク）について、原動機を用いずに走行する場合であっても、原動機付自転車等の運転に該当することが明確化されました。

ペダル付原動機付自転車は、一般原動機付自転車（原付バイク）と同様に軽自動車税（種別割）が課税されますので、ナンバープレートの交付を受けていない場合は、速やかに一般原動機付自転車として登録の手続きをしてください。

※道路交通法上は「原動機付自転車」に分類されるため、走行するためにはナンバープレートの取付や運転免許の取得などの条件を満たす必要があります。

図税務課 課税担当 ☎内線 135

町営住宅の入居者を募集しています

住宅名	上野第3住宅	収入により家賃を決定します。 応募資格 ○町内に住所又は勤務場所があること ○現在同居又は同居しようとする親族があること（例外有り。詳しくはホームページ又は下記までお問い合わせください。） ○現在、住居に困窮していることが明らかなこと ○収入基準は月額15万8千円以下（障がい者・高齢者等の世帯は21万4千円以下） ○町税を滞納していないこと ○入居者や同居者が暴力団員ではないこと 申込方法 まちづくり整備課窓口へ申込書を提出して下さい。 その他 入居の申込みは先着順となります。 図まちづくり整備課 環境管理担当 ☎153・156
所在地	越生町大字上野1115番地	
募集部屋	104・302・303・403号室	
間取り	和室3室(6畳・6畳・4.5畳)、台所(約4畳)、トイレ、洗面所、浴室	
家賃	16,300円～37,500円	

越生町営樹木葬墓苑「五大尊花木墓苑」現地見学会を開催します

越生町営樹木葬墓苑「五大尊花木墓苑」は、墓石を設けず、つつじ1本ごとの区画に遺骨を埋蔵し、できる限り自然なままで土に還る「自然葬」という新しい供養の形を実現した墓苑となっております。このたび、現地見学会を行いますので、お墓をご検討されている方は、是非ご参加ください。

日 時 10月20日(日) 午前10時～午後3時
11月17日(日) 〃
12月15日(日) 〃

場 所 越生町営樹木葬墓苑「五大尊花木墓苑」(埼玉県入間郡越生町大字黒岩336番地)
※直接現地にお越しください。(専用駐車場有)
※申込不要、参加費無料、荒天時中止。
※参加された先着30名様に越生の農産物をプレゼントします。
是非、ご参加ください。

図まちづくり整備課 環境管理担当
☎内線 153・156

令和7年度 学童保育室の入室児童申請を受付けします

(1) 対 象 越生町内在住の小学生で、仕事などの都合で保護者が常時留守、若しくは看護に時間を要する家庭の児童。(※仕事・介護・病気などの理由以外で、家庭に父母や祖父母等の保護者がいる場合は対象外です。)

(2) 施 設 越生学童保育室・分室 定員85名(大字黒岩251越生小学校内)
梅園学童保育室 定員35名(大字小杉553梅園コミュニティ館内)

(3) 保育時間

	時間外保育(午前)	通常保育(定時保育)	時間外保育(午後)
平日授業日・土曜授業日		放課後～午後6時	午後6時～6時30分
土曜日	午前8時～8時30分	午前8時30分～午後6時	午後6時～6時30分
春夏冬休み・振替休日	午前7時30分～8時30分	午前8時30分～午後6時	午後6時～6時30分

※土曜日は、越生学童保育室での合同保育となります。
※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

(4) 保 育 料 月額10,000円(別途おやつ代2,000円)

※保育料減免(対象者は別途申請) ※重複して減額できません。

	区 分	減額される額(月額)
①	生活保護世帯	5,000円
②	前年度市町村民税非課税世帯	5,000円
③	ひとり親世帯	2,000円
④	同時に2人以上の児童が学童に入室している世帯(2人目以降の児童)	2,000円

(5) 申請方法 申請用紙に必要事項を記入し、必要な書類を添えて子育て支援課窓口で申請してください。申請用紙は子育て支援課窓口にあります。

(6) 申請期間 10月1日(火)～10月31日(木)(期間厳守)

※日曜・祝日を除く。土曜日は午前中のみ。

※この期間を過ぎますと先着順の対応となります。

(7) そ の 他 ※定員を超える申請があった場合は、保護者の就労等の状況を審査し、入室を決定させていただきます。希望する学童保育室が定員に達した場合、入室待機となる場合があります。

※通常の入室とは別に夏休み(8月)のみの利用も定員内で受付します。

また、入室回数が少ない場合は「一時預かり」をご利用ください。詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

※毎年、定員を超える申し込みがある状況です。必ず期間内に申請をお願いします。

図子育て支援課 子ども担当 ☎内線 162

確認書の提出はお済ですか? 定額減税補足給付金(調整給付金)のお知らせ

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円、合わせて4万円の「定額減税」が行われています。

定額減税の対象者のうち、**定額減税しきれないと見込まれる方**に対しては、「調整給付金」が給付されます。申請には期限がありますので、調整給付金の確認書が届いた方は、お早めにご提出ください。

対象となる方

次のすべてに該当する方が対象です。

- 令和6年度の住民税が越生町から課税されている方
- 令和6年分の所得税および令和6年度の住民税所得割のどちらか、もしくは両方が課税されている方
- 定額減税可能額が、減税前の税額を上回る(減税しきれない額がある)方

※ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

給付額

給付額は、納税義務者ごとに異なります。所得税、個人住民税所得割それぞれに、「控除不足額(減税しきれない額)」を算出し、その合計額を1万円単位に切り上げて給付されます。

申請方法

対象となる方には、8月上旬に「調整給付金支給確認書」を送付しています。「調整給付金支給確認書」の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒に返信してください。

■確認書提出期限 10月31日(木) 必着

※本給付金の対象であるにもかかわらず「調整給付金支給確認書」が届かない場合や、ご不明な点は、お問い合わせください。

図税務課 課税担当 ☎内線 134・135